

村のようす

(51年3月1日現在)

世帯数 1,446戸 (+ 4)  
 人口 7,299人 (+18)  
 男 3,572人 (+ 9)  
 女 3,727人 (+ 9)  
 面積 46.62km<sup>2</sup>

# 広報 たまかわ

編集・発行

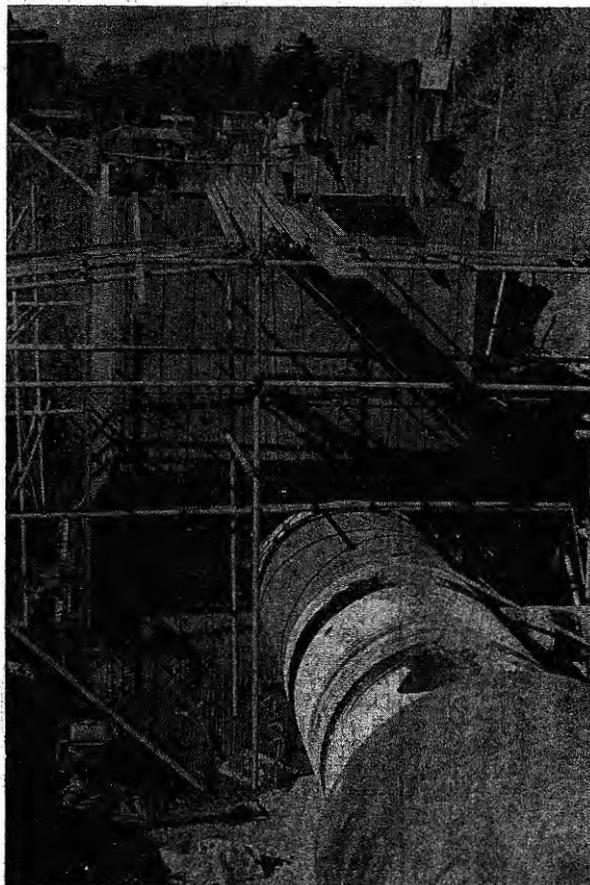
福島県石川郡  
玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町8-6  
(有) 円谷印刷

## 進む

## ダム関係工事



⑤ 幹線用水路の埋設工事(吉地内)  
 ⑥ 整備されるほ場(南須釜向柳作地内)

千五沢ダムに関連する、国営母畑地区総合農用地開発事業は、ダム本体の工事開始から八年目を迎えますが、この間、ダム本体と導水トンネル二千五百一メートルの工事が終り、現在幹線用水路とほ場整備が進められています。

幹線用水路は、南幹線一万九千七百七十メートルと、北幹線二万九千三百六十六メートルとなりますが、このうち玉川村分の北幹線は五十年程度までに、六百メートルが出来上がるようになっていきます。

一方、玉川村分のは場整備は、四十八年度から始まり、今年度までの整備面積は、約百五十八ヘクタールとなります。

これまでに投じられた事業費も、七十五億四千七百万の巨額にのぼっており、近い将来、水のある、機械化された近代的農業が実現することでしょう。

# 春の全国交通安全運動

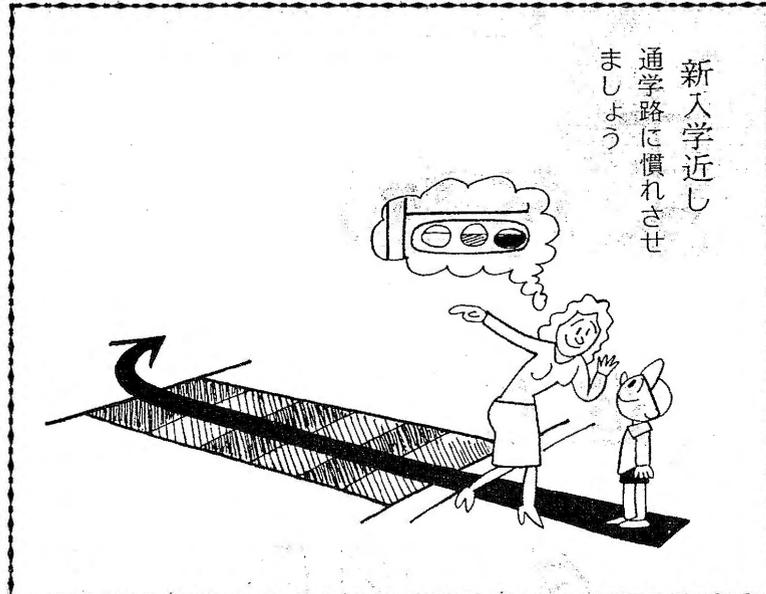
## こどもを交通事故から守ろう

### 四月五日から四月十五日まで

こどもの交通事故は、例年日照時間が長くなり、季節的に春めいてくる三月から増加の傾向が出てきます。

このことは、幼児の戸外での危険な遊びがふえてくることと、新入園、新入学児童の通園、通学が始まるため、

- (一) 三歳から五歳までの幼児がとくに多く、四歳児に至っては小学生の三倍近くに達しています。
- (二) 原因別では「とび出し」が約八十パーセントと圧倒的多数を占めています。
- (三) 自宅付近に多く、百メートル以内の近所が約六十パーセントを占めています。
- (四) 午後二時から午後六時までの間に多く発生し、とくに午後四時前後に集中しています。曜日別では土曜日と日曜日に多く発生しています。



新入学近し  
通学路に慣れさせ  
ましよう

## 土地の取引は届出を

ご存知でしょうか。一定面積以上の土地の取引については、国土利用計画法による県知事への届け出が必要になります。

国土利用計画法が昭和四十九年十二月二十四日施行になり、土地の取引をしようとする際は、あらかじめ、県知事に取引しようとする土地の所在や、利用目的、取引の予定対価の額等を届け出、届け出した日から六週間以内は、土地取引の契約をしてはならないこととされています。

そこで、玉川村の場合は、

明るいきれいな選挙を  
いたしましょう。

玉川村議会議員一般選挙  
福島県知事選挙

告示日 昭和51年3月17日  
投票日 昭和51年3月24日  
告示日 昭和51年3月24日  
投票日 昭和51年4月18日

玉川村選挙管理委員会



贈ってはいけません  
求めてはいけません  
受けとっては  
いけません

# 「若人の翼」に参加して (その三) 美しいスイスの街

山小屋 石 森 春 男



次に私達は、永世中立国スイスを訪問しました。山、川、湖、牧場、その調和は、絵や写真で見るとおり

国民年金は、加入している方が老齢になったとき、病氣やケガのため働けなくなったとき、または、日常の生活に非常に不自由をきたすようになったときなど、あるいは不幸にして亡くなったときに、本人や遺族の生活を保障するため、次のような各種の年金が用意されています。

## 年金の請求は早めに こんなとき年金が受けられます

### 老 齢 年 金

掛金を25年以上納めた人が、65才になった時から受けられる年金（納める期間は年令によって24年～10年まで短縮されています）

### 障 害 年 金

掛金を引き続き一年以上完納していた人が、傷病（外形、内臓、精神障害）で障害者になった時受けられる年金

### 母 子 年 金

引き続いて一年以上、掛金を完納した妻が、生計中心者の夫に死なれ18才未満の子と一しょに暮らしているとき受けられる年金

### 準 母 子 年 金

引き続いて一年以上掛金を完納していた祖母か姉が、生計中心者の祖父か、父に死なれ、18才未満の孫や弟妹と一しょに暮らしているとき受けられる年金

### 遺 児 年 金

引き続いて、一年以上掛金を完納していた父か母が死亡して孤児となったとき、18才になるまで受けられる年金

### 寡 婦 年 金

老齢年金を受ける資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡したとき、妻が60～64才までのあいだに受けられる年金

### 通算老齢年金

掛金を一年以上納めた人で、他の公的年金の加入期間と合算して25年以上ある場合に、それぞれの加入期間に見合った年金が受けられます

### 死 亡 一 時 金

三年以上掛金を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される一時金

の美しい国です。リマト川に沿って発展した、人口四十五万人のスイス最大の都市チューリッヒ、スイスの代名詞的な街ルツェルンは、とてもこ

社勤務の人は空軍として、それぞれ職種に応じて、いざという時に防衛できるようになっていこうです。また、警察は人数も多く、とても力が強い、そのためか犯罪はほとんどないとのこと

ふもとまで牧草畑が続いています。自分の山の木を切るにしても、許可がなければ切ることができないようになっていて、それだけ緑を大切にしているとのことであった。

九月十八日、フランクフルトで、フランス、オランダ、スイスの人達と合流し、翌日、ローレイで有名なライン川下りを楽しみ、ホテルでサヨナラパーティをする。いよいよ明日は日本へ帰るのかと思うとなごり惜しい感じがしました。

家庭には登山用具が必ずあって、土、日曜日には家族で登山する。もちろん、有名な山がたくさんあるからだろうと思う。

また、海外で得た知識、経験を生かし、今後地域社会に少しでも役立つよう努力して行きたいと思えます。

ドイツではあまり見ることができなかった、日本の自動車も、ここスイスでは多く見かけ、日本人も多く、レスト

また、海外で得た知識、経験を生かし、今後地域社会に少しでも役立つよう努力して行きたいと思えます。

窓辺には花がいっぱいのスイスの建物

また、海外で得た知識、経験を生かし、今後地域社会に少しでも役立つよう努力して行きたいと思えます。

# 保険証を検認します

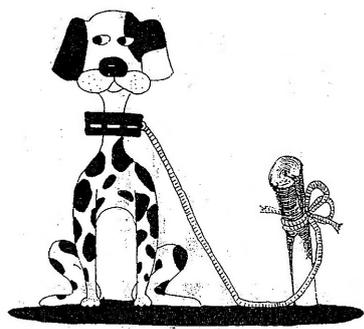
現在使用されている保険証（国民健康保険被保険者証）の有効期限は、昭和五十一年三月三十一日までとなっております。三月三十一日までと成り、保険証を持参して検認を受けられるようお知らせします。

## 保険証の検認日程表

月日	地区名	時間	場所	地区名	時間	場所
3月26日 (金)	吉	午前9時～午前10時	吉公民館	辻沢	午後1時30分～午後3時	四辻公民館
	山小屋 小半弓	午前10時30分～午前11時30分	山小屋	南須釜 (八又南宿)	午前9時～午後4時	須釜支所
3月27日 (土)	川辺	午前9時～午前11時	川辺	南須釜 (蟹沢・田堂ノ奥平・柳作)	〃	〃
	岩法寺	午後1時～午後2時	岩法寺			
	竜崎	午後2時30分～午後4時	竜崎			
3月29日 (月)	蒜生	午前9時～午後4時	玉川村役場	北須釜	〃	〃
	中	〃	〃	(東部地区)	〃	〃
3月30日 (火)	小高	〃	〃	北須釜 (西部地区)	〃	〃

検認を受けたい保険証は、四月一日から使用できなくなり、必ず検認を受けてください。また世帯員に、転入、転出、会社などの社会保険加入や離脱などの異動がある場合は、役場または支所へ保険証と印鑑を持参して早急に手続きをしてください。

なお、会社などの社会保険に加入された方は、その加入された保険証を、会社等をやめられた方は、離職証明書を併せて持参してください。



## 放し飼いは やめて!!

最近、各地区で犬による被害が多く発生しております。過日、郡山市では、小学生が野犬にかまれて死亡するという恐ろしい事故が発生しました。

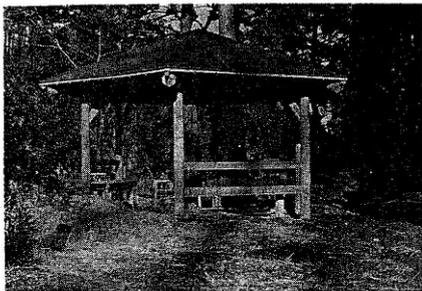
あなたの飼っている犬は放しておりませんか？犬は一日中、昼夜の別なく放し飼いにすることはできないことになっていきますので、よく注意してください。

皆んなで犬による被害をなくすようご協力をお願いします。

なお、飼犬が不用になった方は、次により引取りますのでご利用ください。

- 一、引取日 毎週月曜日午前九時より午後四時まで（祭日は除く）
- 二、費用 無料
- 三、持参品 印鑑

## 乙字ヶ滝に「あずまや」



玉川村の名所乙字ヶ滝に、このほど「あずまや」ができました。

この「あずまや」は、玉川村と須賀川市で、二十万円ずつ出し合い、工事費四十万円をかけ、竜崎の小林工務店の手によって建築が進められたもので、これから、春のおとずれとともに利用されることでしょう。

▲出来上がった「あずまや」

## 川辺百日紅クラブ表彰

川辺百日紅クラブ（会長川崎幸夫、会員七十六人）は、二月十九日の総会の席上、川東駅長より、川辺沖駅を、また、定期的に神社やお寺を清掃していますが、このほど、川辺沖駅がいつもきれいに清掃されているということで、賞金一万円を添えて表彰され、二月十九日の総会の席上、川東駅長より、川辺沖駅を、また、定期的に清掃されています。



## お誕生おめでとう

（二月分の出生届書から）

部 落	出生児氏名	世帯主名	続 柄
小 高	溝 井 安 志	正 八	孫
岩 法 寺	大 竹 理 香	武 雄	〃
竜 崎	仁 井 田 理 恵	仁 一	〃
〃	小 林 正 典	清 和	〃
〃	仁 井 田 正 修	郡 次	〃
〃	吉 田 和 彦	一 成	〃
〃	大 谷 俊 夫	茂 久	〃
〃	円 越 仁 行	有 賀 茂	〃
〃	大 越 俊 行	有 賀 茂	〃
〃	塩 田 豊 勝	〃	〃
四 辻 新 田	塩 田 豊 勝	〃	〃

## 逝去お悔み申し上げます

（二月分の死亡届書から）

部 落	死亡者氏名	年 令	世帯主名	続 柄
川 辺	矢 部 伝	(61)	主	欣一の父
〃	小 針 竹 次 郎	(63)	主	康徳の父
〃	大 竹 ケ サ ヨ	(60)	主	〃
〃	深 谷 マ ツ ミ	(62)	主	房美の母